

小特集「大連シンポジウム2011」：唐から見た古代日本

INOUE, Wataru / 井上, 亘

(出版者 / Publisher)

法政大学国際日本学研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

INTERNATIONAL JAPANESE STUDIES / 国際日本学

(巻 / Volume)

10

(開始ページ / Start Page)

328(21)

(終了ページ / End Page)

306(43)

(発行年 / Year)

2013-03-29

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022454>

唐から見た古代日本

井上 亘

本稿ではまず、唐の対日認識について従来の学説を検証し、その上で唐の日本に関する知識の水準を確認し、あわせてその情報源についても考察を加える。つまり唐代の中国人が、どのような機会を通して、日本をどれだけ知っていたかについて報告するものである。

なお、本稿はシンポジウムでの報告原稿をもとに、その後の研究成果を加えて、新たに書き下ろしたものであることを、あらかじめお断りしておく。

一 唐の対日認識

森公章はかつて「唐の対日意識」について（一）君子国、（二）大国、（三）諸蕃・朝貢国、（四）絶域の四つに大別し、（二）は新羅にも用いた外交辞令であり、（三）は八世紀の唐人が知るところでなく、結局（三）と（四）、つまり絶域の朝貢国という認識であったと結論した。^{〔1〕}この結論に異論はないが、ここであらためてその論拠を検証しておこう。

(一) 君子国

『統日本紀』慶雲元年（七〇四）七月朔条に、

秋七月甲申朔、正四位下粟田朝臣真人自唐國至。初至唐時、有人來問曰、「何處使人。」答曰、「日本國使。」我使反問曰、「此是何州界。」答曰、「是大周楚州鹽城縣界也。」更問、「先是大唐、今稱大周。國號緣何改稱。」答曰、「永淳二年、天皇太帝崩、皇太后登位、稱號聖神皇帝、國號大周。」問答略了。唐人謂我使曰、「亟聞、海東有大倭國、謂之君子國。人民豐樂、禮義敦行。今看使人、儀容大淨、豈不信乎。」語畢而去。

とあり、楚州塩城県の唐人が大寶の遣唐使を見て、「大倭国が君子国というのは本当だと知った」という逸話を伝える。⁽²⁾ また、『東大寺要録』卷一所引『延曆僧録』佚文に、

又發使人唐、使至長安。拜朝不拂塵、唐主開元天地大寶聖武應道皇帝云、「彼國有賢主君、觀其使臣、趨揖有異。」即加號日本爲有義禮儀君子之國。……皇帝又勅、摸取有義禮儀君子使臣大使・副使影、於蕃藏中以記送遣。……開元皇帝御製詩「送日本使五言」、

日下非殊俗、天中嘉會朝。念余懷義遠、矜爾畏途遙。

漲海寬秋月、歸帆駛夕颺。因驚彼君子、王化遠昭々。⁽³⁾

とあり、玄宗が天平勝宝の遣唐使を見て賛嘆した逸話を伝える。以上は日本側の史料であるが、同じ玄宗が天平の遣唐使に与えた「勅日本国王書」に、

敕日本國王主明樂美御德。彼禮義之國、神靈所扶、滄溟往來、未常爲患。不知去歲、何負幽明、丹墀真人廣成等、入朝東歸、初出江口、雲霧斗暗、所向迷方、俄遭惡風、諸船飄蕩。其後一船在越州界、即真人廣成、尋已發歸、計當至國。一船飄入南海、即朝臣名代、艱虞備至、性命僅存。名代未發之間、又得廣州表奏、朝臣廣成等飄至林邑國。既在異國、言語不通、並被劫掠、或殺或賣、言念災患、所不忍聞。然則林邑諸國、比常朝貢、朕已敕安南都護、令宣敕告示、見在者令其送來。待至之日、當存撫發遣。又一船不知所在、永用疚懷。或已達彼蕃、有來人可具奏。此等災變、良不可測。卿等忠信、則爾何負神明。而使彼行人、罹其凶害。想卿聞此、當用驚嗟。然天壤悠悠、各有命也。中冬甚寒、卿及百姓並平安好。今朝臣名代還、一一口具。遣書指不多及。

とあり、類似する文言がみえている。なお、この勅書は遣唐使に与えた国書として唯一伝存するものである。また、王維が阿倍仲麻呂に送った有名な「送祕書晁監還日本國」の詩序（七五三年）に、

……海東國日本爲大、服聖人之訓、有君子之風。正朔本乎夏時、衣裳同乎漢制。歷歲方達、繼舊好於行人、滔天無涯、貢方物於天子。……

とあり、日本が夏正の暦を用い、漢の服制を採る「君子」の大国であるとする。

これらはみな日本を高く評価した言葉であるが、どれも外交辞令であってそのまま受け取るわけにはいかない。森は『旧唐書』新羅伝で玄宗が新羅へと赴く臣下に、「新羅號爲君子之國、頗知書記、有類中華」と告げた言葉などを引いて、「君子国」といった評価が日本だけのものではなかったことを指摘する。それはそのとおりであるが、森の指摘にはやや遠慮があるというべきだろう。

上記の日本に対する評価は、勅書にせよ、詩序にせよ、みな日本人に直接述べたものであるが、新羅伝の玄宗の評価は自らの臣下（鴻臚卿）に述べたもので、新羅の方が客観的な評価といえる。そもそも『唐書』の新羅伝や渤海伝と日本伝を読み比べれば、誰が見ても日本より新羅や渤海の方がずっと文明的に感じるだろう。結局、杜祐『通典』辺防一・倭条に、

武太后長安二年（七〇二）、遣其大臣朝臣眞人貢方物。朝臣眞人者猶中國地官尚書也。頗讀經史、解屬文。首冠進徳冠、其頂有花、分而四散、身服紫袍、以帛爲腰帶。容止溫雅、朝廷異之、拜爲司膳員外郎〔天寶末、衛尉少卿朝衡即其國人〕。

とみえる反応が、当時の古代日本に対する評価を暗示している。つまり粟田真人の「温雅」は唐人の倭に日本に対する印象と「異」なるものだったのであり、したがって『統紀』が伝える楚州塩城県人の感想などは、面と向かって言ったお世辞にちがいないのである。

(二) 大國

『隋書』倭国伝に、

新羅・百濟皆以倭爲大國、多珍物、並敬仰之、恒通使往來。

とあり、また前掲の王維詩序に「海東國日本爲大」とみえることから、一般に唐が日本を海東の「大國」として認めて

いたと考えられてきたが、このような見方を、森は以下のように退ける。まず、『統紀』天平勝宝六年（七五四）正月丙寅条に、

副使大伴宿禰古麻呂自唐国至。古麻呂奏曰、「大唐天寶十二載、歲在癸巳正月朔癸卯、百官諸蕃朝賀。天子於蓬萊宮含元殿受朝。是日、以我次西畔第二吐蕃下、以新羅使次東畔第一大食国上。古麻呂論曰、「自古至今、新羅之朝貢大日本国久矣。而今列東畔上、我反在其下、義不合得。」時將軍吳懷實見知古麻呂不肯色、即引新羅使、次西畔第二吐蕃下。以日本使次東畔第一大食国上。」

とあり、また『延暦僧録』佚文で前掲の「即加號日本爲有義禮儀君子之國」につづけて、

復元日拜朝賀正、勅命日本使可於新羅使之上。

とみえる、有名な新羅との席次争い（争長事件）を取り上げて、唐が日本を新羅の下位に置いた時点で、唐人は日本を海東の「大国」とは考えていなかった証拠であると指摘した。これは全くそのとおりであって、なぜこのことに誰も気づかなかつたのかと思うが、そういう目でみてゆくと、前掲の王維の詩序に、

海東國日本爲大、服聖人之訓、有君子之風。正朔本乎夏時、衣裳同乎漢制。歷歲方達、繼舊好於行人、滔天無涯、貢方物於天子。司儀加等、位在王侯之先、掌次改觀、不居蠻夷之邸。「我無爾詐、爾無我虞。」彼以好來、廢關弛禁。上敷文教、虛至實歸。故人民雜居、往來如市。……

というなかの下線部が、この争長事件のことを述べていることに気がつく。

この四句について、陳鉄民の校注は、「司儀」が『周礼』秋官にいう賓客を接待する官で、「掌次」が『周礼』天官にみえる旅幕（テント）を設営する官であり、「改観」は考えを改める意だとして、「朝廷は日本の使節に特殊な礼遇を与えた」とだけいい、またこの王維の詩について論じた呉振華に至っては、

日本は海東の大国であり、君子の風格があつて、深く華夏の文化の影響を受けており、風波を恐れず、はるばる海を渡つて、使者を中国に派遣し、皇帝に貢ぎ物を捧げた。そして、唐は日本に門戸を開放し、禁令を緩和して、日本人に（文物を）満載して帰国させた。それゆえ、街には中日両国民が友好的かつ平和に雑居し、親しく交流した。

というように下線部を飛ばして訳しているが、これは無理もないことであつて、この点については実は森も「王維の詩句（「海東國日本爲大」を指す、井上注）はこの争長事件により生まれたもので、日本＝『大国』観の存続・定着を物語るものではないと考へたい」と述べるのみで、彼の考えを裏づける下線部の存在には気づいていないようなのである。ここはまず、

歴歳方達、繼舊好於行人、滔天無涯、貢方物於天子。
司儀加等、位在王侯之先、掌次改觀、不居蠻夷之邸。

という前半が四六文の対句であり、『左伝』宣公十五年条による「我無爾詐、爾無我虞。」（互いに欺かないことを誓う言葉）を挟んで、

彼（日本）以好來、（我）廢關弛禁。上（皇帝）敷文教、（彼）虛至實歸。
 故人民雜居、往來如市。晁司馬結髮游聖、負笈辭親、……

という主語が互い違いになる四字句がつづく構文であることを確認する（このあとは阿倍仲麻呂^{II}晁司馬に関する記述に移行する）。

すると問題の下線部は、直前の「歴歳方達、繼舊好於行人」（時を経て、好みを使節に託した…時間）と「滔天無涯、貢方物於天子」（世界の果てから、天子に朝貢しに来た…空間）という対句とセットになるものであり、それは「接待係が日本の等級を上げて、王侯（諸蕃）の首席に置いた」ことと「設営係が通念を改めて、蛮夷の宿舎に泊まらせなかった」ことをあらわす。それで、お互いの信頼関係に基づき、日本の好誼に応えて、唐は交易の禁制を緩和し、唐が文教を敷くことで、日本は多くの文物を持ち帰る。だから日本人を（蠻夷之邸）ではなく）人民と雑居させ、盛んに往来させたというのである。このように解釈すれば、日本を優遇した下線部の内容が実は争長事件を指しているということに容易に気がつくのであるが、反対に争長事件のことを知らないと、なぜこのような言い方をするのか、全く理解できないわけである。

かくして王維自身が日本の等級を上げたと証言しているのであるから、その前は「大国」として扱っていなかったと考えてよい。このようにして森の考えはさらに確固たる証拠を得るのである。

（三）諸蕃・朝貢国

ふたたび『隋書』倭国伝に、

大業三年(六〇七)、其王多利思比孤遣使朝貢。使者曰、「聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法。」其國書曰、「日出處天子致書日沒處天子、無恙」云云。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、「蠻夷書有無禮者、勿復以聞。」

とあり、倭国の使節が煬帝に「朝貢」「朝拜」し、煬帝も彼らを「蠻夷」と認識していたことがわかる。倭国伝はこれにつづけて、

明年、上遣文林郎裴清使於倭國。……既至彼都、其王與清相見、大悅曰、「我聞海西有大隋、禮義之國、故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞禮義。是以稽留境內、不即相見。今故清道節館、以待大使、冀聞大國惟新之化。」清答曰、「皇帝德並二儀、澤流四海、以王慕化、故遣行人來此宣諭。」既而引清就館。其後清遣人謂其王曰、「朝命既達、請即戒塗。」於是設宴享以遣清、復令使者隨清來貢方物。此後遂絕。

といい、煬帝が派遣した裴世清に対して倭王自ら「夷人」と称し、隋を「大國」「禮義之國」として「朝貢」したことを認めている。これを、『日本書紀』推古十六年(六〇八)八月条は、

壬子(十二日)、召唐客於朝廷、令奏使旨。時阿倍烏臣・物部依網連抱二人爲客之導者也。於是大唐之國信物置於庭中。時使主裴世清親持書、兩度再拜言上使旨而立。其書曰、「皇帝問倭皇。使人長吏大禮蕪因高等至具懷。朕欽承寶命、臨仰區宇、思弘德化、覃被含靈。愛育之情、無隔遐邇。知皇介居海表、撫寧民庶、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢。丹款之美、朕有嘉焉。稍暄、比如常也。故遣鴻臚寺掌客裴世清等、稍宣往意、并送物如別。」一時阿倍臣出庭以受其書而進行、大伴嚙連迎出承書置於大門前机上而奏之。事畢而退焉。是時、皇子・諸王・諸臣悉以金髻華著頭、

亦衣服皆用錦紫繡織及五色綾羅〔二云、服色皆用冠色〕。

丙辰（十六日）、饗唐客等於朝。

と伝え、煬帝の国書を引用するなかに「朝貢」の語がみえている。⁽¹⁰⁾

以上は隋代の状況であるが、唐代でもこの認識に変化がなかったことは『旧唐書』倭国伝に、

貞觀五年（六三二）、遣使獻方物。太宗矜其道遠、勅所司無令歲貢。又遣新州刺史高表仁持節往撫之。表仁無綏遠之才、與王子爭禮、不宣朝命而還。

とあり、最初の遣唐使について太宗が「歳貢」の義務を緩和したと伝え、⁽¹¹⁾また六五九年、第四次遣唐使の伊吉博徳が自ら、

十一月一日、朝有冬至之會、々日亦覲。所朝諸蕃之中、倭客最勝。

と書いていることからわかる（『書記』斉明五年七月条）。その後も同様で、これまでに紹介してきたところを見ても、大宝の遣唐使について「遣其大臣朝臣真人貢方物」といい（『通典』）、天平勝宝の遣唐使についても「滔天無涯、貢方物於天子」（王維詩序）といい、またその大使・副使の肖像を「蕃藏中」に保管したという（『延暦僧録』佚文）。この天平勝宝の遣唐使のときに玄宗は日本を海東の「大国」と認めて優遇したわけであるが、諸蕃の朝貢国という扱いに変わりはなかったのである。それは延暦や承和の遣唐使でも同様であって、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）六月条、遣唐大使藤原葛野麻呂の上奏文に、徳宗と順宗の勅語を伝えて、

卿等遠慕朝貢、所奉進物、極是精好、朕殊喜歡。時寒、卿等好在。(德宗)

卿等銜本國王命、遠來朝貢。遭國家喪事、須緩緩將息歸鄉。緣卿等頻奏早歸、因茲賜纏頭物、兼設宴。宜知之、却廻本鄉、傳此國喪、擬欲相見、緣此重喪、不得宜之、好去好去。(順宗)

といっている⁽¹²⁾。また、この順宗の勅語にみえるように、延暦の遣唐使は徳宗の喪に遭遇したのだが、その服喪は、

臣等三日之内、於使院朝夕舉哀。其諸蕃三日、自餘廿七日而後就吉。

というように、諸蕃の規定を用いた。また、承和の留学僧であった円仁の『入唐求法巡礼行記』巻一・承和五年(八三八)九月二十日条に、揚州都督李徳裕の牒を引用して、

日本國朝貢使數内僧圓仁等七人請往台州國清寺尋師。／右、奉詔、朝貢使來(未カ)入京、僧等發赴臺州、未入可允許。須待本國表章到、令發赴。

とあり⁽¹³⁾、最後の遣唐使もまた「朝貢使」と認識されていたことは明白である。

東野治之が強調したように、そもそも遣唐使の任務は朝賀への参列にあつた⁽¹⁴⁾。朝賀に参列するということは、「諸蕃」の朝貢国として位置づけられるということであるから、日本が諸蕃の朝貢国であつたことは、唐側も日本側もわかっていたことである。このことは中国の学者には自明のことなのであるが、日本ではそれが論証すべき問題と認識されている。私には、このことの方がむしろ問題ではないかと思われる。

(四) 絶域

これまでに見た史料からも、「我夷人、僻在海隅」(『隋書』)や「遠脩朝貢」(『書紀』)、「矜爾畏途遙」(玄宗「送日本使」詩)、「滔天無涯、貢方物於天子」(王維詩序)、「遠來朝貢」(『後紀』)というように、日本が絶域にあることを述べているが、より直接には王維の詩序の後段に、阿倍仲麻呂が日本に持ち帰る文物について、

金簡玉字、傳道經于絶域之人、方鼎彝樽、致分器于異姓之國。

と述べた例がある。しかしここで森が言うのは「絶域」が制度上の概念であるということであり、そのことは『唐会要』卷百・雜録に、

聖歷三年(七〇〇)三月六日勅、東至高麗國、南至真臘國、西至波斯・吐蕃及堅昆都督府、北至契丹・突厥・靺鞨、並爲入蕃、以外爲絶域。其使應給料、各依式。

とある法令からも明らかである。⁽¹⁵⁾

以上、森の整理に基づいて「唐の対日認識」を検証してきたが、結論をいえば、日本は唐人から見ても「絶域」の「諸蕃・朝貢国」であったということであり、そのような見方は七〜九世紀、すなわち遣唐使の時代を通してほとんど変化しなかったことを確認できたと思う。これを一言でいえば、古代の日唐関係は非常に低調であったということである。

二 唐が知り得た日本の情報

唐代の中国が日本をどれだけ知っていたかについて、森公章は「少なくとも八世紀以降においては、唐の日本に対する関心は薄く、情報も不十分であった」といい、その理由については八世紀以降、日唐間に「政治的関係」がなかったためという見方を示している。⁽¹⁶⁾ また、田中健夫は入宋僧裔然が太宗に謁見した『宋史』日本伝の記事を取り上げて、裔然の「職員令」「王年代記」の奉獻と、この筆談による問答の内容とが、中国におけるこの時点以前の日本観をいじり改めさせたことは確かである」と指摘している。⁽¹⁷⁾ すると、唐人は日本についてほとんど何も知らなかったことになるが、それは果たしてそうなのか。本章ではこの問題について考察を進める。

(一) 正史が伝える日本

『隋書』倭国伝には冠位十二階以下、当時の倭国についての詳しい記述がある。周知のごとく、『隋書』は唐貞観十年(六三六)に紀伝五十五巻が成り、顕慶元年(六五六)に志三十巻を加えて完成した。その間、遣唐使は第一次から第三次まで派遣されていたが(六三〇・六五三・六五四年)、倭国伝は大化の冠位改定(六四七・六四九年)などにふれていないので、隋代の資料に基づいて書かれているとみてよい。なお、榎本淳一はその資料を隋の鴻臚寺が遣隋使から聴き取ったものと推定しているが、⁽¹⁸⁾ 倭国伝には鞆飼や竈火の禁忌などまで書かれており、こんなことまで鴻臚寺で聴取したとは考えがたい。やはり煬帝が派遣した裴世清の旅行記によるとみるべきであろう。

ところが『旧唐書』倭国・日本伝には詳しい記述が全くない。むしろ『隋書』より逆行しているようなところがある。例えば、

其王姓阿每氏。置一大率、檢察諸國、皆畏附之。設官有十二等。

とある、「十二等」は推古朝（隋代）の冠位であるし、「一大率」に至っては『魏志』倭人伝の時代の官職である。これにくらべると、『新唐書』日本伝はやや詳しい。

其官十有二等。其王姓阿每氏、自言初主號天御中主、至彥瀲、凡三十二世、皆以「尊」爲號、居筑紫城。彥瀲子神武立、更以「天皇」爲號、徙治大和州。次曰綏靖……仲哀死、以開化曾孫女神功爲王。次應神……欽明之十一年、直梁承聖元年。次海（敏）達、次用明、亦曰目多利思比孤、直隋開皇末、始與中國通。次崇峻。崇峻死、欽明之孫女雄（推）古立。次舒明、次皇極。

特に神代から皇極に至る歴代天皇を掲げている点が注目されるが、これはよく知られているように、東大寺僧奝然が宋の太宗に献上した『王年代紀』による記述である。

雍熙元年（九八四）、日本國僧奝然與其徒五六人浮海而至、獻銅器十事并本國『職員令』『王年代紀』各一卷。奝然衣祿自云、「姓藤原氏、父爲眞連。」眞連、其國五品官也。奝然善隸書而不通華言。問其風土、但書以對云、「國中有五經書及佛經・白居易集七十卷、並得自中國。土宜五穀而少麥、交易用銅錢、文曰乾文（元）大寶。畜有水牛・驢・羊、多犀・象。産絲蠶、多織絹、薄織可愛。樂有國中・高麗二部。四時寒暑、大類中國。國之東境接海島、夷人所居、身面皆有毛。東奥州産黄金、西別島出白銀、以爲貢賦。國王以王爲姓、傳襲至今王六十四世、文武僚吏皆世官。

この「國王一姓傳繼、臣下皆世官」というくだりを聞いた太宗が「此れ蓋し古の道なり」と嘆息したのは大變有名であるが、『宋史』日本伝はこのあと奄然が献上した『王年代紀』の内容をそのまま引用する。

其年代紀所記云、「初主號天中主、次曰天村雲尊、其後皆以尊爲號……次彥瀲尊、凡二十三世、並都於筑紫日向宮。彥瀲第四子號神武天皇、自筑紫宮入居大和州橿原宮即位、元年甲寅當周僖王時也。次綏靖天皇……次仲哀天皇、國人言今爲鎮國香椎大神。次神功天皇、開化天皇之曾孫女、又謂之息長足姬天皇、國人言今爲太奈良姬大神。次應神天皇、甲辰歲始於百濟得中國文字、今號八蕃(幡)菩薩、有大臣紀武內年三百七歲。次仁德天皇……次天國排開廣庭天皇、亦名欽明天皇、即位十一年壬申歲、始傳佛法於百濟國、當此土梁承聖元年。次敏達天皇、次用明天皇、有子曰聖德太子、年三歲聞十人語同時解之。七歲悟佛法、于菩提寺講聖(勝)鬘經、天雨曼陀羅華、當此土隋開皇中(六〇〇)、遣使泛海至中國求法華經。次崇峻天皇、次推古天皇、欽明天皇之女也。次舒明天皇、次皇極天皇、次孝德天皇、白雉四年、律師道照、求法至中國、從三藏僧玄奘受經律論、當此土唐永徽四年(六五三)也。次天豐財重日足姬天皇、令僧智通等入唐求大乘法相教、當顯慶三年(六五八)。次天智天皇、次天武天皇、次持總(統)天皇、次文武天皇、大寶三年當長安元(三)年(七〇三)、遣粟田真人入唐求書籍、律師道慈求經。次阿閉天皇(元明)、次飯依天皇(元正)、次聖武天皇、寶(靈)龜二年、遣僧正玄昉入朝、當開元四年(七一六)。次孝明(謙)天皇、聖武天皇之女也。天平勝寶四年、當天寶中(七五二)、遣使及僧入唐求內外經教及傳戒。次天(大)炊天皇(淳仁)、次高野姬天皇(称徳)、聖武天皇之女也。次白壁(壁)天皇(光仁)、(延曆?)二十四年(八〇五?)、遣二僧靈仙・行賀入唐禮五臺山學佛法。次桓武天皇、遣騰元(藤原)葛野與空海大師及延歷(曆)寺僧「最」澄入唐詣天台山傳智者止觀義、當元和元年(八〇六)也。次諾樂天皇(平城)、次嵯峨天皇、次淳和天皇、次仁明天皇、當開成・會昌中遣僧入唐禮五臺。次文德天皇、當大中年間(八四七・五九)。次清和天皇、次陽成天皇、次光孝天皇、遣僧宗睿入

唐傳教、當光啓元年（八八五）也。次仁和天皇（宇多）、當此土梁龍德中（九二一〜二二）、遣僧寬建等入朝（九二七？）。次醍醐天皇、次天慶天皇（朱雀）、次封（村）上天皇、當此土周廣順年（九五〜五三）也。次冷泉天皇、爲太上天皇。次守平天皇（円融）、即今王也。凡六十四世。

畿内……凡五州、共統五十三郡。東海道……凡十四（五）州、共統一百一十六郡。東山道……凡八州、共統一百二十二郡。北陸道……凡七州、共統三十郡。山陰道……凡八州、共統五十二郡。小（山）陽道……凡八州、共統六十九郡。南海道……凡六州、共統四十八郡。西海道……凡九州、共統九十三郡。又有壹伎・對馬・多櫛、凡三島、各統二郡。是謂五畿・七道・三島、凡三千七百七十二都（郷）、四百一十四驛、八十八萬三千三百二十九「課丁」、課丁之外不可詳見。」皆齋然所記云。

引用が長くなつたが、齋然の『壬年代紀』はこのように神代二十三世、人皇六十四代、五畿・七道・三島の郷数や課丁数を記載したもので、『新唐書』日本伝がこれに依拠したことは下線部の神代や欽明・用明朝の記事を対照すれば明白であろう。特に『新唐書』が用明朝に「始めて中国と通ず」とするのは、『年代紀』が中国との通交について「隋開皇中、遣使して海に及び中国に至りて法華經を求む」と書くのみで、それ以前の記録（倭の五王など）に触れていないことによる。史官にあるまじき怠惰というべきであるが、その点、『宋史』日本伝は中国側の記録をきちんと参照している。

按、隋開皇二十年（六〇〇）、倭王姓阿每、名自多利思比孤、遣使致書。唐永徽五年（六五四）、遣使獻琥珀・馬腦。長安二年（七〇二）、遣其朝臣真人貢方物。開元初（七二七）、遣使來朝。天寶十二年（七五三）、又遣使來貢。元和元年（八〇六）、遣高階真人來貢。開成四年（八三九）、又遣使來貢、其所記皆同。

大中・光啓・龍德及周廣順中、皆嘗遣僧至中國、唐書中五代史失其傳。

唐咸亨中（六七〇？）及開元二十三年（七三五）・大曆十二年（七七七）・建中元年（七八〇）、皆來朝貢其記不載。

六〇〇・六五四・七〇二・七一一・七五三・八〇六・八三九年の記載については、『王年代紀』と中国側の記録に齟齬はない。但し、『王年代紀』にいう大中・光啓・龍德年間および五代周の廣順中の記事については中国側に記録がない（この内、大中と廣順は遣使の記事ではないが）。一方、六七〇・七三五・七七七・七八〇年については中国側に記録があるのに、『王年代紀』は言及していない、というのである。

（二）情報源の考察

以上、正史に基づいて中国側の古代日本に関する知識を見てきたが、尙然が宋の太宗に『王年代紀』を献上するまで、中国人は日本に関するまとまった知識をもっていなかったことがわかる。では、唐代の中国人には日本を知る機会がなかったのか。もちろんそんなことはない。唐側が日本の知識を得る機会には遣唐使を引見した時と、日本に派遣した唐使の報告の二つにほぼ限られる。²⁰『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条は第三次遣唐使について、

遂到于京、奉觀天子。於是東宮監門郭丈舉悉問日本國之地里及國初之神名、皆隨問而答。

といい、遣唐使が日本の地理や神々の名前に関する質問に全て答えたという。瑞溪周鳳の『善隣国宝記』同年条には、

『唐録』曰、高宗永徽五年、倭国使獻琥珀・馬瑙、高宗慰撫之。仍云、「王國與新羅・高麗・百濟接近。若有危急、

宜遣使救之。」

という高宗の勅語を伝える。⁽²¹⁾ また、第四次遣唐使については『書紀』斉明五年（六五九）七月条に『伊吉連博徳書』を引いて、

「天子相見問訊之、「日本國天皇、平安以不。」使人謹答、「天地合徳、自得平安。」

天子問曰、「執事卿等、好在以不。」使人謹答、「天皇憐重、亦得好在。」

天子問曰、「國內平不。」使人謹答、「治稱天地、萬民無事。」

天子問曰、「此等蝦夷、國有何方。」使人謹答、「國有東北。」

天子問曰、「蝦夷幾種。」使人謹答、「類有三種。遠者名都加留、次者鹿蝦夷、近者名熟蝦夷。今此熟蝦夷、每歲入貢本國之朝。」

天子問曰、「其國有五穀。」使人謹答、「無之。食肉存活。」

天子問曰、「國有屋舎。」使人謹答、「無之。深山之中、止住樹本。」

天子重曰、「朕見蝦夷身面之異、極理喜恠。使人遠來辛苦、退在館裏、後更相見。」

という詳しい問答を伝えている。このように諸蕃の使節と皇帝の会見の内容が詳しく判明する例はあまりないと思われるが、これと類似する記載が入宋僧成尋の『參天台五台山記』延久四年（一〇七二）十月十五日条にある。⁽²²⁾

日本國大雲寺主阿闍梨傳燈大法師位成尋、今供本國事件如後。

皇帝一問「日本風俗。」答「學文武之道、以唐朝爲基。」

- 一問「京内里數多少。」答「九條三十八里也。以四里爲一條，三十六里，一條北邊二里。」
- 一問「京内人屋數多少。」答「二十萬家。西京・南京不知定數、多々也。」
- 一問「人戸多少。」答「不知幾億萬。」
- 一問「本國四至。」答「東西七千七百里、南北五千里。」
- 一問「國郡邑多少。」答「州六十八、郡有九百八十。」
- 一問「本國王甚呼。」答「或稱皇帝、或號聖主。」
- 一問「有百姓號。」答「有百姓號、以藤原・源・平・橘等爲高姓、其餘百姓、不違委記。」
- 一問「本國相去明州至近、因何不通中國。」答「本國相去明州海沿之間、不知幾里數、或曰七千餘里、或曰五千里、波高無泊、難通中國。」
- 一問「本國貴官有是何名目。」答「太政大臣一人、左大臣一人、右大臣一人、內大臣一人、大納言四人、中納言六人、參議八人、是名上卿。」
- 一問「本國世系。」〔三藏云、神代・人代名世系。〕答「本國世系、神代七代。第一國常立尊、第二伊弉諾・伊弉册尊、第三大日靈貴、亦名天照大神。日天子始生爲帝王、後登高天照天下、故名大日本國。第四正勝尊、第五彥尊、治三十一萬八千五百四十二年、前王太子也。第六彥火火出見尊、前王第二子也。治六十三萬七千八百九十二年。第七彥瀲尊、治八十三萬六千四十二年。次人代。第一神武天皇、治八十七年、前王第四子也。第七十一代今上國主、皆承神氏。」
- 一問「本國四時寒暑與中國同不同。」答「本國四時寒暑與中國同。」
- 一問「自明州至日本國、先到何國郡、去國王所都近遠。」答「自明州至日本國大宰府筑前國博多津、從津去國王所都二千七百里。」

一問「本國要用漢地是何物貨。」答「本國要用漢地香藥・茶垞・錦・蘇芳等也。」

一問「本國有是何禽獸。」答「本國無師子・象・虎（犀）・羊・孔雀・鸚鵡等、餘類皆有。」

一問「本國王姓氏。」答「本國王無姓。」

一問「本國去毛國近遠。」答「去毛國近遠不知。」

右謹具如前、謹録狀上。／牒件狀如前、謹牒。

年月（日） 日本國大雲寺主阿闍梨傳燈（成尋）

これは朝見に先立ち、成尋が神宗の下間に逐一答えた文書の写しであるが、この貴重な記録から当時の皇帝が他国の何を知りたがったのか、そのポイントがわかる。まず、国土と人口、人民の姓の有無、王の称号と系譜、官職や風俗・気候・物産などである。これらの点は、兪然がもたらした知識と概ね合致する。

以上は宋代の記録であるが、その内容はおそらく六五四年に高宗が第三次遣唐使に訊いた「日本国之地里及国初之神名」と大同小異であろう。だからこそ、六五九年の第四次遣唐使には、倭王（日本国天皇）や大臣・百姓の安否を訊くのみで、直ちに遣唐使が連れてきた蝦夷についての問答に移っているのだろう。当時すでに遣唐使は六三〇・六五三・六五四・六五九年と相次いで入貢し、六五六年完成の『隋書』倭国伝にみる知識もあった。したがって、この段階で倭の国情について訊く必要はなかったものであり、兪然や成尋らが答えた内容とはむろん同じでないが、唐側は倭に関する一定の知識を把握していたと考えてよいだろう。

但し、ここでわれわれが注意すべきなのは、兪然と成尋がもたらした知識がほぼ同じである点、すなわち宋人が同じことを尋ねている点である。これは、皇帝が外国使節に諮問する項目が一定であったことを示唆すると同時に、兪然が献上した『年代紀』や『職員令』の知識が全く忘れられていたことを意味する。それは、宋人からしてみれば当然のこ

とであつて、奄然や成尋は正式な国使ではなく、当時日本とは国交もなかつた。したがつて、日本人の僧侶に会うからといって、府庫にある日本の資料を調査するはずもない。奄然が献上した書物は『新唐書』が編纂されるまで死蔵されていたのであろう。

小結

これまでの考察から、唐宋時代の中国人がもっていた日本の知識は、奄然や成尋が入宋するまで、隋代のままであつたことが明らかとなつた。それはつまり、遣隋使が隋の文帝に笑われた時の文化レベルに日本のイメージが固定されていたということである。しかしわれわれはその後、倭人が律令体制を受け入れて天皇を中心とする国家を構築した事実を知っている。問題はこれらの事実を唐人が知らないという点にある。それは一体なぜなのか。そこでつぎに日本の知識が更新されなくなつた時点、すなわち第四次遣唐使についてくわしく検討する必要がある。それは同時に、白村江敗戦前後の倭の外交を問い直すことにもなるが、それは別稿「偽りの日本」(本論集所収)において述べることにする。

注

- (1) 森公章「古代日本における対唐観の研究」(『古代日本の対外認識と通交』所収。吉川弘文館、一九九八年) 三八〜四二頁。
- (2) 以下、『統日本紀』の記載は岩波新日本古典文学大系所収の本文による。
- (3) 筒井英俊編『東大寺要録』(全国書房、一九四四年) 二一〜二二頁。なお、文中の玄宗の詩は市河寛斎『全唐詩逸』にも収め
る、『全唐詩』(中華書局、増訂本一九九九年) 第一三冊一〇二四頁参照。
- (4) 熊飛『張九齡集校注』(中華書局、二〇〇八年) 六八四頁。なお、熊氏は『文苑英華』によって文末の「卿及百姓」を「卿及

首領百姓」と訂するが、今は採らない。

- (5) 陳鉄民『王維集校注』（中華書局、二〇〇八年）三二八頁。その詩は『唐詩選』巻四にも収める。
- (6) 杜祐『通典』（中華書局校点本、一九八八年）第五冊四九六頁。なお、文中の（ ）は筆者による補注、（ ー ）は原文の小字注をしめす。以下同じ。
- (7) 以下、『隋書』や『唐書』などの中国正史は中華書局校点本に依拠し、岩波文庫本を参照した。
- (8) 陳前掲『王維集校注』三二五頁。
- (9) 呉振華『王維「送祕書晁監還日本國并序」的文化意義』（『古典文学知識』二〇〇九年第四期）五二頁。原文「日本は海東大國、有君子風度、深受华夏文化的影响、不怕海风恶浪、远涉重洋、派遣使者前来中国、向唐皇进贡方物。而唐朝则对日开放海关、放宽禁令、让来华的日人满载而归。故在一些城市中日两国人民友好和平居住在一起、交往密切。」
- (10) 以下、『日本書紀』の記載は岩波日本古典文学大系所収の本文による。
- (11) これに関連して、東野治之『遣唐使船』（朝日選書、一九九九年）は、『唐決集』に収める開成五年（八四〇）の天台山僧維綱の書簡に「内外書籍一法於唐、約二十年一來朝貢」とあることから、大宝の遣唐使が「二十年一來朝貢」の約を結んだのではないかと推定している（二四～三三頁）。
- (12) 『日本後紀』は吉川弘文館新訂増補国史大系本による。なお、この順宗の勅語に「纏頭物」とあるのは「かづけもの」の漢訳語であろうから、これは勅語の原文ではない。
- (13) 『続々群書類従』第二二巻一七二頁。
- (14) 東野前掲『遣唐使船』三〇～三三頁、九二～九三頁。
- (15) 王溥『唐会要』（中華書局、一九五五年）下冊一七九八頁。
- (16) 森前掲「古代日本における対唐観の研究」四一～四二頁。
- (17) 田中健夫『中世対外関係史』（東京大学出版会、一九七五年）二二頁。また森克己「日宋交通と日宋相互認識の発展」（『日宋文化交流の諸問題』所収。刀江書院、一九五〇年）三八～四三頁。森公章前掲論文も八世紀以降、「皇帝の下問には答えたのであろうが、唐の満足は得られず、入宋僧翕然が『本国職員令・王年代紀各一卷』を献するまでは、中国側は必ずしも日本に関する充分な情報を得ていなかったようである」とする（四二頁）。

- (18) 榎本淳一『隋書』倭国伝について」(大山誠一編『日本書紀の謎と聖徳太子』所収。平凡社、二〇一一年) 一一九頁。
- (19) ここで注意すべきは、齋然の統計に加賀国(北陸道)と多櫛島があげられている点である。加賀国は八二三年に成立し、多櫛島は翌八二四年に廃止されて、以後古代六十六国二島の数が定着する。ゆえにこの統計は八二三年から八二四年にかけてのものとして確定できる。吉川真司「九世紀の調庸制」(『仁明朝史の研究』所収。思文閣出版、二〇一一年) 四七～四八頁参照。なお、引用文中に用いた「」は脱字を補ったことをしめす。
- (20) もちろんこのような公的な機会のほかに、私的な情報提供の可能性もある。たとえば『善隣国宝記』所引楊億『談苑』佚文にみる楊億と寂照のような場合であるが、『統群書類従』第三十輯上、三三二～三三三頁)、唐代においてはその種の資料が見当たらないため、公的な場合を対象を限定する。
- (21) 『統群書類従』第三十輯上、三三六頁。
- (22) 平林文雄『参天台五台山記 校本並に研究』(風間書房、一九七八年) 一一九～一二頁、および王麗萍『新校参天台五台山記』(上海古籍出版社、二〇〇九年) 二九二～九五頁。但し当該条には錯簡があるので、藤善眞澄訳注『参天台五台山記 上』(関西大学出版部、二〇〇七年) 四三七～四四頁により訂正した。

<ABSTRACT>

Ancient Japan Seen from the Tang Dynasty

INOUE Wataru

In this article we firstly examined preceding studies on ideas on Japan held by the Tang Dynasty, and secondly discussed the level and source of the Tang dynasty's knowledge on Japan at the time. That is to say the main purpose of this article was to report how the people of the Tang dynasty could know Japan and what kind of opportunities they could have to know Japan.

As a result, the following things were cleared: Japan was just an "uncivilized" or a "tributary" in the world's end for the people of Tang and such view had remained from the 7th to the 9th century, the era of the Japanese envoy to the Tang Dynasty. And before Chonen or Jojin's journeying to Song China, knowledge of the people of the Tang era or the Song era didn't rise above the Articles of Ancient Japan "Wa" of *Suishu*. It was the result of a low-toned relationship between ancient Japan and the Tang Dynasty, and more fundamental reason would be cleared in another article titled "*Japan, a False Name of Country*."